

スーパーファンド・ブルー・ジャパン

ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て)



【管理会社】スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

管理会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパン(以下「当ファンド」と表記)の管理及び投資運用の指図を行います。
また、管理会社は当ファンドの受益証券の発行者としても行為します。

【受託会社】ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド

受託会社は信託証書に従って当ファンドの受託業務を行います。

- この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条及び第15条第2項の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書、以下「請求目論見書」と表記)が必要な場合は、販売会社又は販売取次会社にご請求いただければ、当該販売会社又は販売取次会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を自身で記録しておくようにしてください。
- この交付目論見書により行う当ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年6月30日に関東財務局長に提出しており、2017年7月1日にその届出の効力が生じております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容及び訂正の有無等はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコードは「G08034」です。)でもご覧いただけます。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

管理会社等の情報

■ 関係法人

管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの管理及び投資運用の指図を行います。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)に基づいて設立された投資運用会社です。管理会社の授権資本の総額は、50,000,000円です。

また、管理会社は、受益証券の発行者としても行為します。

受託会社

ハーニーズ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、管理会社及び受託会社の間の信託証書(ケイマン諸島の法律に準拠します。)に従って当ファンドの受託会社を務めます。

受託会社は管理会社、事務管理会社及び販売会社に一定の職務を委託することができます。

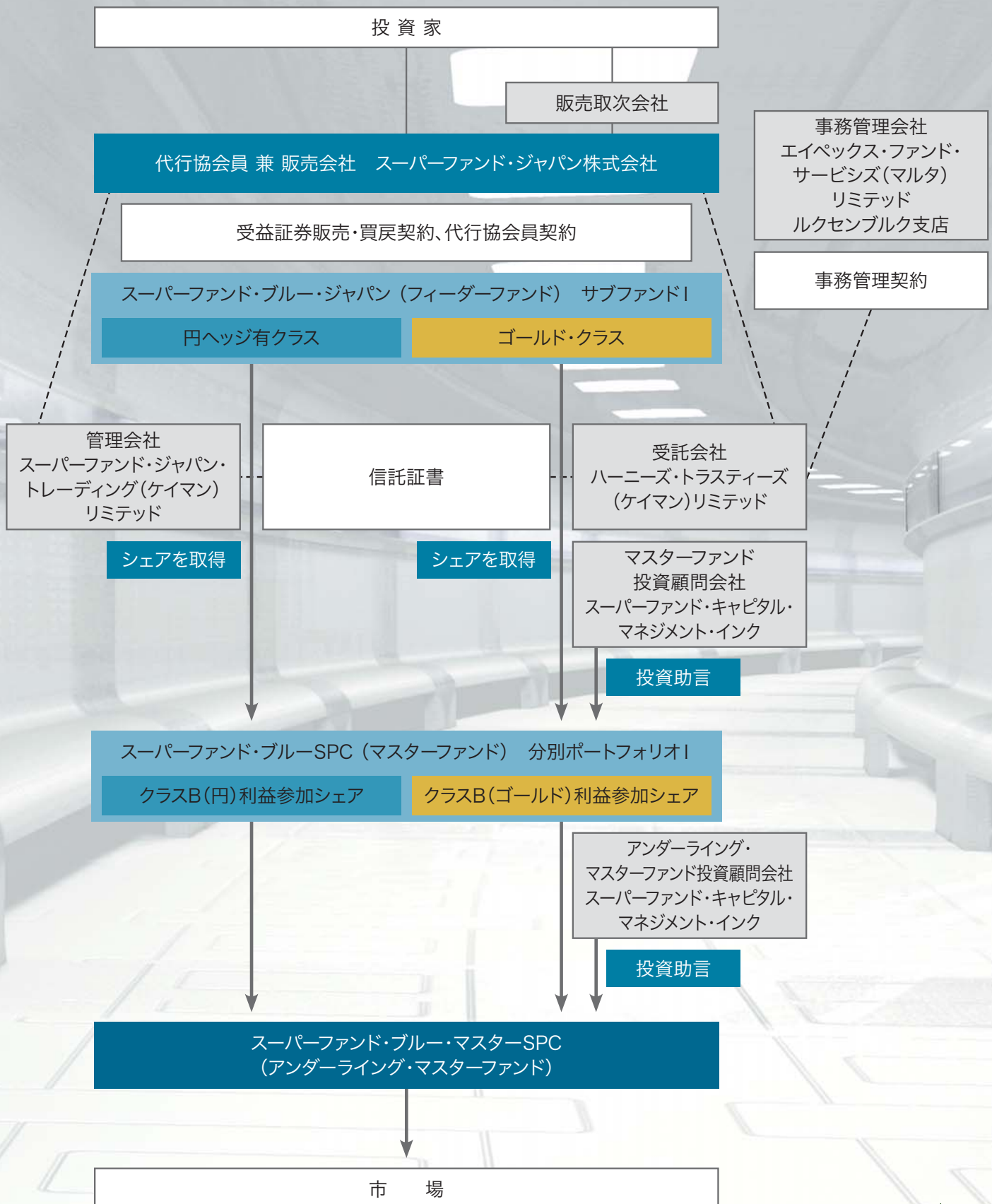
事務管理会社

エイベックス・ファンド・サービシズ(マルタ)リミテッド ルクセンブルク支店は、同社と受託会社の間の事務管理契約に従って、当ファンドの事務管理会社として、当ファンドの純資産価額の計算、決済業務、会計・財務関連業務、及び当ファンドの運営管理に必要となるその他の各種業務を行います。

販売会社及び代行協会員

販売会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせに対応します。販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する一般的な問い合わせへの対応について責任を有する1社以上の販売取次会社(以下「販売取次会社」と表記)を随時任命することができます。当ファンドの管理会社は、スーパーファンド・ジャパン株式会社を、日本における受益証券の募集に関する代行協会員として選任しています。

スーパーファンド・ブルー・ジャパンの運用構造と関係法人



ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

当ファンドの目的は、投資家に対して、証券、株式配当スワップ、先物、先物契約及び／又はオプションの取引を通じて長期的な資本増価を目指す投資形態を提供することです。それに加えて、当ファンドのゴールド・クラスは、通貨や為替の動向に関わらず、金先物及び金現物の値動きに連動する投資対象に資産の一部の投資を望む投資家のために設計されています。

■ファンドの特色

投資対象

当ファンドの運用において、当ファンドのサブファンドIの資産は管理会社により運用され、管理会社は、円ヘッジ有クラスに属する資産の最大100%をスーパーファンド・ブルーSPC(以下「マスターファンド」と表記)のクラスB(円)利益参加シェアに、また、ゴールド・クラスに属する資産の最大100%をマスターファンドのクラスB(ゴールド)利益参加シェアに、それぞれ投資します。マスターファンドは、ケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社(exempted limited liability company)として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていません。

マスターファンドは、その資産の最大100%をスーパーファンド・ブルー・マスターSPC(以下「アンダーライニング・マスターファンド」と表記)に投資します。マスターファンドに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されない残額は、流動性と安全性が比較的高い債券や短期金融商品等に投資されます。

本書中の投資対象、投資方針、投資制限、及び運用体制等の説明は、当ファンドの大部分の資産が直接的又は間接的に投資されるマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに関する言及を含みます。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドでは、独自の自動化トレーディング・システムを利用し、流動性の高い世界の主要株式市場に上場された個別銘柄、及びそれらの株式市場に関連する株価指数先物を投資対象とする株式投資戦略に基づく運用を行います。

対象株式市場の例：ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト、パリ、東京、トロント、シドニー、香港等

対象株価指数先物の例：S&P500先物、ユーロストックス50先物、日経225先物、HSI先物、ASX200先物、JSEトップ40先物等

(注) 上記の投資対象例は、全般的な市場環境や特定の要因に応じて変更・調整されることがあります。

投資方針

■株式戦略

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、独自のコンピュータ制御の自動取引システム／戦略(以下「スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システム」又は「当システム」という。)に基づくシステム運用でロングオンリー型の株式戦略を採用しており、市場環境(上昇相場、下降相場、揉み合い相場)に関わりなく、比較的低いボラティリティ(リスク)で着実なリターンを上げることを目的としています。スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムは、市場全般のパフォーマンスを上回る可能性を持つ個別銘柄を

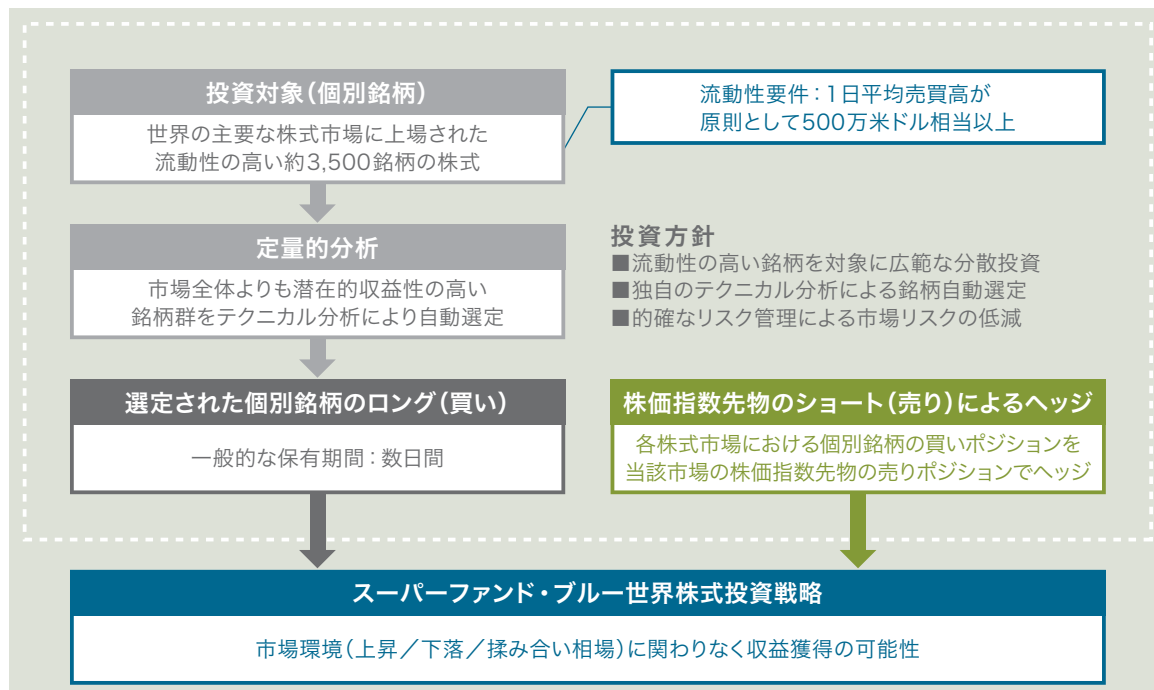
短期売買することで、キャピタル・ゲインの獲得を目指します。このシステムは、自動的に売買のシグナルを発生させ、世界の株式市場、証券取引所売買の先物市場及び銀行間外国為替市場の関連するテクニカル指標を常時監視しています。各システムは、現在及び過去の株価、移動平均線、トレンドライン、リグレーション及びチャネルブレイクアウト、フィボナッチ・リトレースメント・レベル、ボリンジャー・バンド、相対力指数及びその分析における移動平均収束拡散パターンのうちの一つ以上を使用します。ボラティリティ及びボリューム指数もまた、リスクを監視し、特定の動きを実証するために利用されます。

取引戦略の一部として、スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムは、投資ポートフォリオの全部又は一部に対して、マーケット・ニュートラル戦略を利用することもあります。マーケット・ニュートラル・システムは、株式市場全体に対して株価指数先物でポートフォリオの全部又は一部をヘッジするロングショート・ヘッジ戦略も利用することもあります。例えば、アンダーライニング・マスターファンドがある株式の買いポジションに入った場合、その株式が一般的に関連する国又は地域に対応する株式指数の先物契約の売りポジションにも入ることがあります。アンダーライニング・マスターファンドが株式の買いポジションをヘッジするために利用することがある株式指数の例には、ユーロストックス50先物(欧州)、S&P500ミニ(米国)、SPI 200(オーストラリア)、日経225先物(日本)、ハンセン指数(香港)、DEX(ドイツ)、FTSE 100(英国)、CAC 40(フランス)、IBEX 35(スペイン)及びFTSE MIB 40(イタリア)が含まれますが、これらに限られません。スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムは、その取引戦略のマーケット・ニュートラル・コンポーネントを常に利用するとは限らないため、アンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオが株価指数先物でヘッジされていない場合もあります。仮に、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社がこのロングショート・ヘッジ戦略を利用したとしても、その度合いは、市場環境によって変化します。

スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムの投資対象は、主要な株式市場に上場されている流動性の高い個別銘柄と、当該市場に関連する株価指数先物です。同トレーディング・システムの目的は他の資産クラスとの相関性を可能な限り低く抑えることであり、ポートフォリオの分散化に効果があると期待されます。なお、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける1つの個別銘柄当たりの投資エクスポージャーは、それぞれ、投資金額全体の一定割合(原則として10%)に制限されます。

ファンドの目的・特色

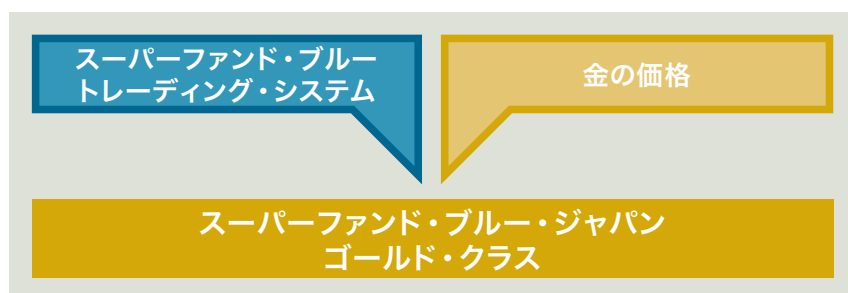
スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システム



- 広範な分散投資 — 安定性の増強
当システムは、世界の主要な株式市場に上場されている流動性の高い株式(個別銘柄)を投資対象とし、事前に選択された約3,500銘柄(9,000銘柄まで増加可能)の候補リストから自動的に株式を選択します。
- テクニカル分析による銘柄選定 — 人間の感情の排除
当システムは、市場全体よりも潜在的収益性の高い銘柄群をテクニカル分析に基づき選定します。言い換えれば、市場全体をアウトパフォームする統計的確率が最も高い株式を選択します。
- リスク管理 — リスク低減
個別銘柄のポジションは当該銘柄が上場された市場に関連する株価指数先物によってヘッジされ、市場リスクが中和されて、マーケット・ニュートラル・ポートフォリオを構築することができます。個別銘柄の各ポジションは一般的に数日間保持されます。

■ ゴールド・クラス

当ファンドのゴールド・クラスについて、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社は、当該ゴールド・クラスの資産価額とほぼ同額の金先物契約を買い建てることによって、その純資産価額が円建ての金価格の動きに連動するように努めます。したがって、ゴールド・クラスのパフォーマンスは、スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システム自体の運用成果（騰落率）に、円建ての金価格の変動率を掛け合わせた数値になる予定です。

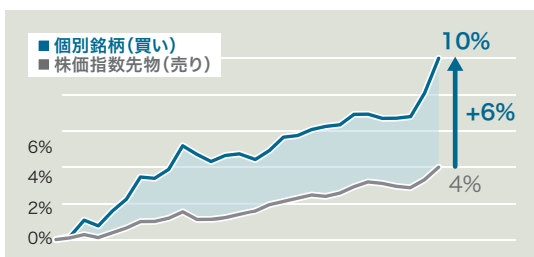


■ 留意点

- (1) 市場において常に一定水準のポジションを保持する必要はありません。利益の得られる投資機会が市場に乏しい場合には、ポジション残高が縮小されます。
- (2) 一般的に、株式市場では、市場全体（株価指数）よりも高いパフォーマンスを示す個別銘柄が存在することがあります。株式マーケット・ニュートラル・コンポーネントでは、そのような個別銘柄を買い建てると同時に、当該銘柄が上場された市場に関連する株価指数先物を売り建てることによって、株価変動の影響を受けにくい中立的なポジションを構築します。この投資戦略から生じる純利益の水準は、個別銘柄の収益が市場全体（株価指数）の収益をどの程度上回るかによってのみ決定されます。株価指数先物の売りポジションは、個別銘柄の買いポジションを市場ボラティリティによる損失から保護（ヘッジ）する役割を果たします。但し、スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムが、市場全体よりも高いパフォーマンスを示す個別銘柄を常に選定できるという保証はありません。さらに、スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムはすべての投資に対してマーケット・ニュートラル戦略を利用するわけではないため、そのポートフォリオの全部又は一部が市場ボラティリティに対してヘッジされていない可能性もあります。

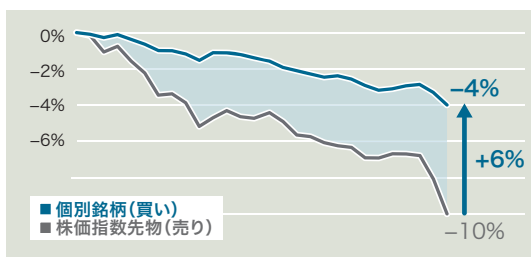
【取引のイメージ図】

< 上昇相場の場合 >



▲ 個別銘柄の上昇率(+10% = 個別銘柄の買いによる10%の利益)のほうが株価指数の上昇率(+4% = 株価指数先物の売りによる4%の損失)よりも大きいため、差し引き+6%の純利益が得られます。

< 下落相場の場合 >



▲ 個別銘柄の下落率(-4% = 個別銘柄の買いによる4%の損失)のほうが株価指数の下落率(-10% = 株価指数先物の売りによる10%の利益)よりも小さいため、差し引き+6%の純利益が得られます。

(注) 上記の図及び説明は単なる例示を目的としており、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

- (3) 為替ヘッジコスト：当ファンドの円ヘッジ有クラスについては、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのレベルでユーロに対する為替ヘッジが行われるため、日本円とユーロの金利差等の市場環境によりヘッジコストが増大し、純資産価額が影響を受ける可能性があります。
- (4) 金価格の変動によるボラティリティの上昇：当ファンドのゴールド・クラスについては、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのレベルで金先物取引を使用し、資産価額が円建ての金価格の動きに連動するような運用が行われるため、円建ての金価格の変動に応じて、純資産価額の上下変動が大きくなる可能性があります。

本書に記載の投資戦略に加え、アンダーライング・マスターファンドは、将来、アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社の単独の裁量において、以下のいずれかによって構成されるようなその他投資ファンドに投資することもあります。

- (a) (株式又はマネージド・アカウントを介して) 単独のファンド
- (b) ファンド・オブ・ファンズ
- (c) 仕組債
- (d) マネー・マーケット・ファンド、株式ファンド、債券ファンド、転換社債ファンド、投資ファンド、バランス及び不動産ファンド、商品取引ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、上場投資信託及びインデックス・ファンド等

投資顧問会社は、アンダーライング・マスターファンドの資産を最大30%まで当該アンダーライング・ファンドに割り当てることができます。

■ 運用体制

■ 当ファンドの運用体制

当ファンドは管理会社により運用され、管理会社は取締役により運営されています。管理会社の取締役は当ファンドの運営の全体的な管理を調整する義務を負い、当ファンドのすべての資産についてマスターファンドへの投資を監督し、必要な範囲において、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンドの投資顧問会社と連絡をとります。

■ マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの運用体制

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク(以下「アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社」と表記)は、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの投資顧問会社を務めます。アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社は、スーパーファンド・ブルー・トレーディング・システムを活用することによってその投資目的を達成しようと努めます。

アンダーライング・マスターファンドにおける取引は、システム運用(システムティック)です。

アンダーライング・マスターファンド投資顧問会社は、日々の取引執行に利用する様々な投資技法のほかに、取引対象のすべての市場を日々評価し、多様な要因(出来高と建玉残高、ニュース、市場間/資産間の相関、現物価格、寄付き呼び値、スリッページ、ボラティリティ等。但し、これらに限定されません。)をモニタリングしています。

■ 投資制限

- 当ファンドの管理会社は、日本証券業協会が制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準を遵守します。
- マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのレベルでの主な投資制限は以下の通りです。
 - (1) 投資対象：世界の主要な株式市場に上場されている流動性の高い個別銘柄（個別銘柄の流動性の条件：1日の平均売買高が原則として5百万米ドル相当以上）、及びそれらの株式市場に関連する株価指数先物。
 - (2) 1つの個別銘柄当たりの投資エクスポージャーの制限：マスターファンド／アンダーライニング・マスターファンドの投資金額全体の一定割合（原則として最高10%）。

■ 分配方針

現段階では分配を行う予定はありません。但し、管理会社はその裁量で分配を決定する権利を留保しています。

投資リスク

当ファンドの純資産価額は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの主な投資対象である株式市場の価格変動のほか、為替や金利の変動、及び(ゴールド・クラスについては)円建ての金価格の変動による影響を受けて、上昇又は下落します。したがって、これらの変動によって**投資元本を割り込む場合があります、さらには投資元本の全額が失われる可能性も否定できません。当ファンドの運用による損益は、すべて投資家(受益権者)の皆様に帰属します。投資信託は金融機関の預金と異なり、預金保険の対象ではありません。**

投資リスクの詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)に開示された有価証券届出書等(ファンドコード「G08034」)をご覧ください、ご確認ください。

■ リスク管理

管理会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社及びアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネジャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、「ファンドの目的・特色」に記載された投資方針を厳格に遵守します。また、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認します。さらに、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有します。これらの内部ガイドラインは、投資戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制、及び適度のレバレッジ等を要求するものです。

■ 主なリスク要因

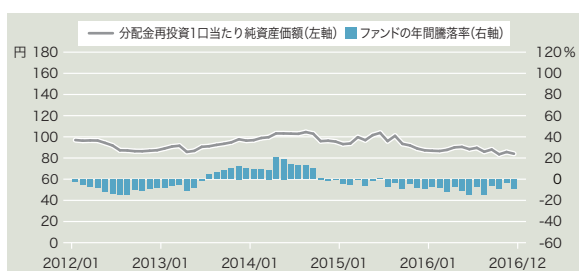
当ファンドの主なリスク要因は下記の通りです。これらのリスク要因は、当ファンドの資産の最大100%がマスターファンドに投資され、マスターファンドの資産の最大100%がアンダーライニング・マスターファンドに投資されるという事実に基づいて記述されています。

- 株式市場の価格変動及び流動性：当ファンドの資金の相当の部分が実質的に投資される株式個別銘柄と株価指数先物契約における比較的小さい価格変動によって、利益ではなく相当な損失が生じる可能性があります。また、株式個別銘柄及び株価指数先物契約の1日当たり値幅制限や流動性(出来高水準)等により、計画通りの投資運用が行えない場合があります。
- 金の価格変動：当ファンドのゴールド・クラスの純資産価額は円建ての金価格の変動による影響を受けるほか、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおいて金先物取引等に必要となる証拠金の水準によって影響を受けます。また、金先物契約等を保持するための証拠金の金額が増加すると、計画通りに投資を実行できない可能性があります。さらに、金価格はアンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社が制御不可能な複数の要因によって大幅に変動する可能性があります。
- 為替変動及びヘッジ：当ファンドの各クラスの資産は、マスターファンドのユーロ建てのシェアに投資されます。当ファンドの円ヘッジ有クラスの資産価額は日本円とユーロ間の為替変動に関して完全にはヘッジされない場合があります、当該為替変動に起因する損失を被る可能性があります。当ファンドのゴールド・クラスの資産価額は当該為替変動に起因する損失を被る可能性があるほか、金価格に対して完全にはヘッジされない(金価格に完全には連動しない)可能性があります。
- レバレッジの利用：一定の制限とリスク管理のもと、マスターファンドのレベルでは信用取引を通じて、アンダーライニング・マスターファンドのレベルでは信用取引又は証拠金取引を通じてレバレッジを利用することがあります。レバレッジを利用する場合は、その原資産(株式個別銘柄及び株価指数先物契約等)の価格変動の影響が増幅されるため、損益額が大きく変動する可能性があります。

■ 参考情報

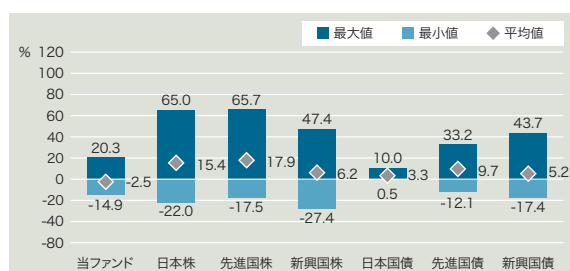
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

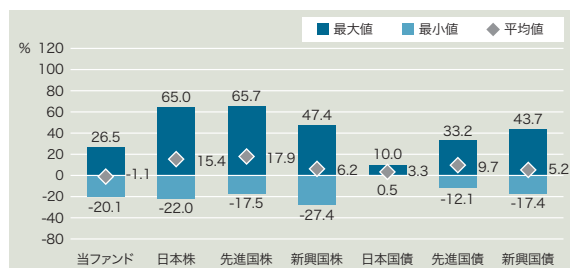
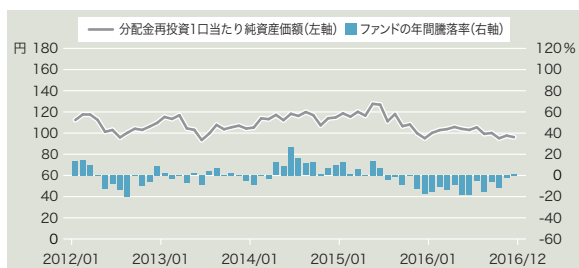


ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



■ ゴールド・クラス (2012年1月～2016年12月)



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

●各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込) (円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本、ヘッジなし) (円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

注記・備考

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

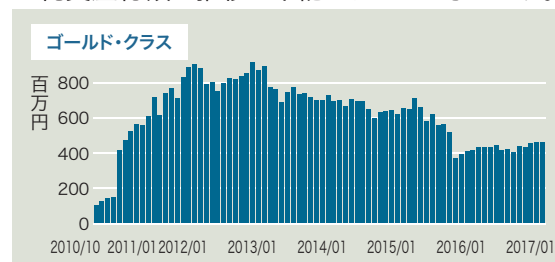
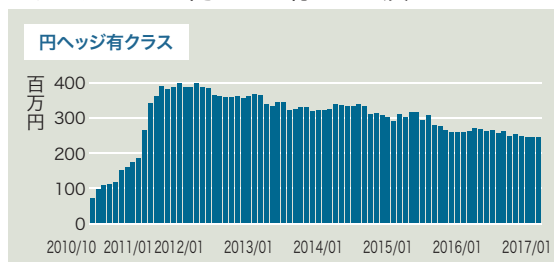
運用実績

以下は当ファンドの受益証券の運用実績です。この運用実績は2017年3月31日現在及び過去のものであり、今後の運用成果を示唆又は保証するものではありません。

■ 純資産の推移(期間:2010年10月4日～2017年3月31日)

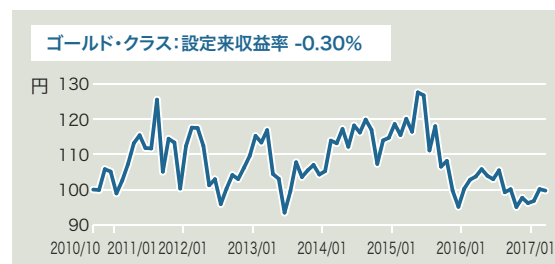
(1) 純資産総額の推移

サブファンドIの円ヘッジ有クラス及びゴールド・クラスの純資産総額の推移を下記のグラフに示します。



(2) 1口当たりの純資産額の推移

サブファンドIの円ヘッジ有クラス及びゴールド・クラスの1口当たり純資産額の推移を下記のグラフに示します。



■ 分配の推移

該当ありません。

■ 主要な資産の状況

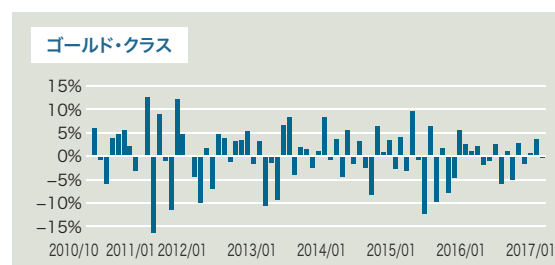
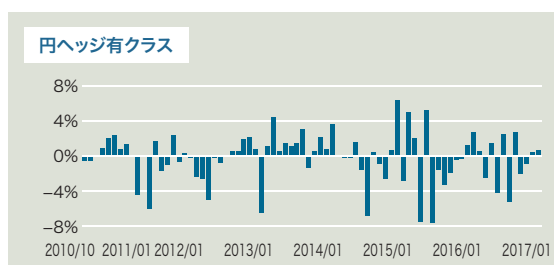
(2017年3月31日現在)

サブファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価)円	金額(時価)円	投資比率
サブファンドI	ケイマン諸島	スーパーファンド・ブルーSPCのクラスB 利益参加シェア	分別ポートフォリオ会社	28,659.5744	717,692,767	699,829,872	100%
					単価 25,041.9897	単価 24,418.7113	

■ 収益率の推移

サブファンド	自2010年10月4日 至2010年12月31日	自2011年1月1日 至2011年12月31日	自2012年1月1日 至2012年12月31日	自2013年1月1日 至2013年12月31日	自2014年1月1日 至2014年12月31日	自2015年1月1日 至2015年12月31日	自2016年1月1日 至2016年12月31日
サブファンドI(円ヘッジ有クラス)	-1.04%	-4.32%	-7.76%	+10.38%	-0.92%	-8.66%	-3.69%
サブファンドI(ゴールド・クラス)	+5.12%	-4.59%	+9.27%	-4.87%	+10.05%	-17.12%	+1.10%

月次収益率の推移(期間:2010年10月4日～2017年3月31日)



手続・手数料等

【用語の定義】

ファンド営業日：土曜日、日曜日以外の東京、英国、ニューヨーク及びケイマン諸島における通常の銀行営業日

本邦営業日：土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日

評価日：各水曜日の直前のファンド営業日、又は、各暦月の最終週においては、当該暦月の最後のファンド営業日

国内受渡日：関連する評価日の1ファンド営業日前の日

買戻日：各評価日後の最初のファンド営業日

買戻金支払期日：販売会社が事務管理会社から取引計算書及び適用される買戻価格を正午（東京時間）までに受領して確認した日（同日を含みます。）から4本邦営業日以内の本邦営業日

■当ファンドは、日本の現行の課税上は公募外国株式投資信託として取り扱われます。以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります（法人の場合は、下記とは異なります。）。

また、当ファンドは少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAの取扱いの有無については、お取引先の販売会社又は販売取次会社に、ご確認ください。

時期	項目	税金
換金（買戻し）時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税。換金（買戻し）時の差益（譲渡益）に対して20.315%

■ 受益証券の形態等

記名式無額面受益証券（オープン・エンド型）

クラス	円ヘッジ有クラス及びゴールド・クラス
発行価格及び発行日 （各クラスに適用）	1口100円で各評価日に発行

（注）各評価日に発行された各クラスの受益証券は、当該評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、申込者に発行された受益証券数が調整されます。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになります。

■ 申込み手続き等

申込期間	2017年7月1日から2018年6月30日まで	
申込単位	クラス	最小申込単位
	円ヘッジ有クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド・クラス	5,000口以上、100口単位

（注1）さらに有価証券届出書を提出することによって申込期間を更新し、受益証券の募集を継続することが現在意図されています。

（注2）販売会社は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することがあります。

申込者は、販売会社（販売取次会社を含みます。以下同様です。）と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結します。販売会社は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込者は、受益証券の申込に関する必要事項（申込者の身分証明及び申込受益証券数等）を記入した申込書を各評価日の1ファンド営業日（申込期日）前までに販売会社へ提出した後、申込金（申込金額及び申込手数料）を国内受渡日までに販売会社に支払います。

■ 買戻し手続き等

受益権者は、該当評価日の1ファンド営業日前までに当ファンドの販売会社に対して通知することにより、買戻日に保有する受益証券のすべて又は一部の買戻しを請求できます。

この買戻しは、当該買戻日に係る評価日の受益証券1口当たりの純資産価額にて行われます。販売会社は買戻金支払期日までに買戻し金を受益権者に支払います。

（注）管理会社は、受益権者の利益を保護するため、特定の買戻日に買い戻される各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、当該クラスの発行済受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数までに制限する権限を持っています。

当ファンドの申込み及び買戻請求に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ規定）が適用されません（締切期日を過ぎての申込みの撤回や買戻請求の取消しはできません。）。

スーパーファンド・ブルー・ジャパン(当ファンド)のレベルにおける手数料及び報酬等

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料 (申込手数料)	申込金額に上限 5.40%(税抜5%) の申込手数料率を乗じた額	金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬	
換金(買戻)手数料	受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、当ファンドより当該買戻しを請求された受益者に対して、管理会社の裁量により、換金(買戻)価額の2%相当の換金(買戻)手数料が課される場合があります。この場合、課金された手数料相当額は当ファンドの資産として留保されます。	投資家が保有するファンド資産の買い戻し手続きを行うにあたり、換金のための資金をファンドから捻出するためにコストが発生した場合、その金額に対する負担	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
管理会社報酬	純資産価額の 年率0.1%	(i)受託会社、事務管理会社及びカスタディアンその他の者との間のやりとり、(ii)当ファンドの活動に関連する契約の管理及び(iii)申込み及び償還を含む投資活動の運用管理の対価	
受託会社報酬	年間12,000米ドル	信託証書に従って行う当ファンドの受託業務に対する報酬	
事務管理報酬	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬	年間9,600米ドル	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込みに係る契約及び申込みの受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価
	年次報告書及び監査手配報酬	年間400米ドル	関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価
	主たる事務所の提供報酬	当ファンドにつき年間6,000米ドル(事務管理会社の関連会社に支払われる)	ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に規定される、当ファンドの主たる事務所として行為することに対する報酬
代行協会員報酬	純資産価額の 年率0.1%	日本の法令及び日本証券業協会の規則に従い、受益者への目論見書や財務書類を送付し、純資産価額を公表する等の業務に対する報酬	
その他の費用	●取引手数料・目論見書等の作成、印刷費用 ●弁護士費用(ファンドに係る契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、及びこれらに付随する業務の対価) ●税金等 上記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率又は上限額等を示すことができません。		

(注) 手数料及び報酬等の合計額について：上記の投資家が支払う各種手数料及び報酬等の合計額及びその上限額については、申込みがなされ、純資産価額が算出されるまで確定しないことから、本目論見書においては記載することができません。

手数料及び報酬等の詳細については、請求目論見書を販売会社にご請求いただき、その内容をお読みいただくか、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)に開示された有価証券届出書等(ファンドコード「G08034」)をご覧ください、ご確認ください。

以下の報酬等は当ファンドが直接負担するものではなく、当ファンドの投資先であるマスターファンド及びアンダーライニング・マスター・ファンドに賦課されるものです。なお、下表以外にはマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのレベルで徴収される重要な報酬等はありません。

スーパーファンド・ブルーSPC(マスターファンド)及びスーパーファンド・ブルー・マスターSPC(アンダーライニング・マスターファンド)のレベルにおける手数料及び報酬等

管理報酬		クラスB(円)利益参加シェア及びクラスB(ゴールド)利益参加シェアの純資産価額の年率 <u>1.0%</u>	(i)受託会社、事務管理会社、カストディアン及びその他の者とのやりとり、(ii)マスターファンドの活動に関連する契約の管理及び(iii)申込み及び償還を含むマスターファンドの投資活動の運用管理への対価
成功報酬		クラスB(円)利益参加シェア及びクラスB(ゴールド)利益参加シェアの純資産価額の増加額のうち <u>30%</u> (金価格の上昇のみに起因する価額増加を排除したハイウォーターマーク方式を適用)	ハイウォーターマークを超えるプラスのパフォーマンスに対する報酬
販売会社報酬		販売会社が申込みを取り扱った受益証券の純資産価額の年率 <u>1.0%</u>	販売の手配を行うことへの対価
事務管理報酬	マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理及び振替代行等報酬	マスターファンドの利益参加シェアに関して、年間14,400米ドル 上記に合わせ、以下の年間報酬 アンダーライニング・マスターファンドの純資産価額に対し、5,000万米ドルまでについてはマスターファンドの純資産価額に対して <u>0.06%</u> 5,000万米ドル以上1億米ドル以下については <u>0.035%</u> 1億米ドル以上については <u>0.01%</u> 年間報酬 (但し、最低額は年間30,000米ドル)	各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込みに係る契約及び申込みの受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価
	マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの年次報告書及び監査手配報酬	マスターファンドにつき年間400米ドル アンダーライニング・マスターファンドにつき年間2,000米ドル	関連する規制に則した年次財務諸表(監査済み)の作成及びその補助の対価
	マスターファンドの主たる事務所の提供報酬	マスターファンドにつき年間6,000米ドル (事務管理会社の関連会社に支払われる)	ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)項に規定される、マスターファンドの主たる事務所として行為することに対する報酬
	マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの登録事務所料	マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンド、それぞれにつき年間1,400米ドル (事務管理会社の関連会社に支払われる)	マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの登録事務所としての活動並びに役員及び秘書役サービスの提供に対する報酬
	その他の費用	●取引手数料・目論見書等の作成、印刷費用 ●弁護士費用(ファンドに係る契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、及びこれらに付随する業務の対価) ●税金等 上記のその他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率又は上限額等を示すことができません。	



手続・手数料等

■運用報告

管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号)に基づいて、当ファンドの計算期間の末日(毎年12月31日)後、速やかに当ファンドの資産に関する事項を記載した運用報告書(全体版)及び交付運用報告書を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出します。交付運用報告書は、知っている受益権者に交付されます。

MEMO

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

[illegible]

MEMO

[illegible]

